

# 貸出車両が損傷したときの 修理代金お支払いについて

2020/09/01

万が一車両に損傷が発生した場合、修理の対応はすべてその車両の自動車保険の範囲で行います。レンタル借受中の車両管理責任は借受人様に移っていますので、使用中に発生した損傷は自損他損いたずら等にかかわらずすべて借受人様の責となります。修理にかかわる費用の保険免責額（自己負担額）までは借受人様にご負担いただきます。

貸出時のチェック表と比べ、返却された車両に傷や損傷が発見されたときは借受人様には下記のいずれかの方法で修理費をお支払いいただきます。

なお、貸出時の傷チェック表に異議を申し出ず認めサインをしたにもかかわらず、新たに発生した傷を認めない場合や、(イ)の当社の指定する金額をお支払いいただけない場合、または(ロ)の修理費をお支払いいただけない場合は法的措置を取らせていただきます。

万が一貸渡期間中に有償の修理が発生した場合の支払い方法は次の通りです

(イ) 車両返却時に当社の提示する金額をその場でお支払い。支払いは下記の方法によりす。提示額を承諾していただけない場合は(ロ)での支払いとします。提示額は当社の判断によります。

1. 現金（5万円を超える場合の領収書は後日送付します）
2. ネットに接続できメールを受信できるデバイスをお持ちの場合、クレジットカード決済（レンタカー代決済と同じ方法です）
3. 当社のPC上で上記2.の通りにカード決済

実際の修理費と提示額に差があった場合や車両が営業に使用できない状態（ノンオペレーションチャージ）が発生しても、返金や差額の請求はいたしません。また、破損個所の実際の修理は当社判断で行います。

(ロ) 専業業者へ見積もり後に修理する場合、返却当日に現金もしくはクレジットカード払いでまず10万円を修理一時金として事前に支払いいただきます。全額支払えない場合は残金は当社が指定する期日までに必ずお支払いいただきます。

実際の修理が10万円に満たない場合は修理終了後に差額を返却いたします。修理費が車両保険の免責額を超えた場合は返却いたしません。見積りや修理まで車両が営業に使用できない場合は、加えてノンオペレーションチャージ（営業補償）が発生します。

(ハ) 借受人による上記イ、ロ.の選択を、当社が認めない場合は当社の指定する方法で支払っていただきます。

上記内容を了承いたしました

令和2年 月 日  
借受人

貸渡人